

台風等緊急時の児童の登下校と授業の実施について

「紀勢・東紀州及び三重県南部地方」あるいは「三重県全域」に以下の警報が発令された場合

1 登校前に「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合

- (1) 児童は登校を見合わせ、**自宅待機**とします。(学校からは連絡しません)
- (2) **午前11時までに解除された場合は**、解除後、原則2時間以内の余裕をもって**登校**し、授業を行います。
※学校から連絡します。(給食は、午前10時までに警報が解除されない場合中止します)
※周囲の状況を考慮の上、余裕をもって登校させてください。(警報が解除されても、通学路に危険があると保護者が判断される場合は、登校を見合わせ、学校へ連絡してください)
- (3) **午前11時になっても解除されない場合は**、**休校**とします。(学校から連絡します)
※通信網が遮断された場合は、自宅待機を原則とします。

2 登校後に「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合

- (1) 周囲の状況を見極めたうえで、**下校**させます。
- (2) ただし、通学路の状況など、安全に帰宅することが危ぶまれる児童については、家庭と連絡を取り、**学校で待機**するなどの対応を行います。
※状況により、**引き渡し**の体制を取る場合があります。この場合、保護者は学校へ児童を迎えに来てください。引き渡しが無くなるまで、学校で待機します。
※学校から緊急メール等を通して家庭連絡します。ただし通信網が遮断された場合は、連絡が取れて引き渡しができるまで、学校・避難所で待機します。

3 大雨洪水・その他の警報が発表されたとき

- (1) 登校前に発表されているとき
①原則として**登校**させて下さい。ただし、通学路が不通または危険な状態であるときは、保護者の判断で自宅待機をさせ、その旨を学校に連絡して下さい。
②学校から連絡があったときは、**自宅待機**させて下さい。
- (2) 登校後に発表されたときは、状況を判断し適切な対応を取ります。**携帯メール等で連絡**します。

4 地震発生時の津波注意報または津波警報が発表されたとき

- (1) 午前6時の時点で発表中のときは、**自宅待機**させて下さい。ただし、発表中であっても状況に応じて緊急メール等によって登校の連絡をする場合があります。
- (2) 午前6時の時点で解除されているときは、**登校**させて下さい。
- (3) 登校後に発表されたときは、直ちに安全な場所(山の神避難所)に児童を**避難・保護**します。その後の状況に応じて、地区放送による連絡等により各家庭に連絡します。

5 東南海・南海・東海地震発生の注意情報または警戒宣言が発表されたとき

- (1) 登校前に発表されているときは、**臨時休業**とします。登校させないで下さい。
- (2) 登校後に発表されたときは、安全が確認できるまで学校で**保護**し、携帯メール等による連絡により各家庭に連絡します。安全が確認されたら、携帯メール等による連絡で「**一斉下校**」を知らせ、家人がいることを確かめたうえで、地区担当者が各地区まで引率し自宅に帰させます。(家人が不在の児童は家人の迎えが来るまで学校で待機させます)

- ◆ 上記のいずれかにかかわらず、保護者が危険と判断したときは、登校を見合せ、その旨を学校に連絡して下さい。
- ◆ また、学校長の判断により特別の措置をとる場合は携帯メール等で連絡をとります。